PHARMACY NEWSBREAK
2026年9月30日（水）

視覚障害者に対応、薬剤師9割「自信なし」

松山大調査、支援用品準備なしも9割超

2026/9/30 13:14



松山大学

松山大（松山市）の研究グループが地元薬剤師会の薬局薬剤師に行った調査によると、視覚障害者への対応に「自信があまりない・全くない」と答えた薬剤師は9割に上った。薬局で特別な支援用品を準備していないとの回答も9割超を占めた。医薬品の識別や使用に必要な情報の多くは視覚に依存するとされ、同グループは「環境整備が十分とは言い難い」と指摘する。

2024年4月の改正障害者差別解消法の施行により、薬局を含む事業者には、利用する障害者から求めがあった際の「合理的配慮」の提供が義務付けられた。厚生労働省も同年3

月、医療関係事業者向けガイドラインを改正し、障害者対応に必要な相談体制や環境整備を示している。

調査は改正法施行の前後に当たる24年2～4月、愛媛県視覚障害者協会の会員287人と、松山薬剤師会の会員薬局に勤務する薬剤師約500人を対象に、視覚障害者の薬剤管理状況などについてアンケートを行った。視覚障害者90人、薬剤師180人から回答を得た。

継続受診する医療機関からの薬の処方があると回答した視覚障害者77人のうちの85.7%は、自分で薬を管理していた。一方、全回答者の55.6%が薬の紛失や飲み忘れ、他剤との判別などに困っていた。

薬剤師は71.1%が、視覚による薬の識別が困難な患者への対応経験を持つ一方、対応に自信があるとの回答は10.0%にとどまった。触知シールや音声案内機器、点字シールなどの支援機器の整備状況についても、特別な準備をしていない薬局が9割超を占めた。

●支援用品、身近なものの工夫から

研究グループの松山大薬学部臨床薬学研究室の嶋﨑真耶氏は、支援用品がないことなどが直ちに合理的配慮の不提供に当たるわけではないとしつつ、対応手順の整備や、患者の希望を薬歴に残す体制づくりが重要だと提言する。

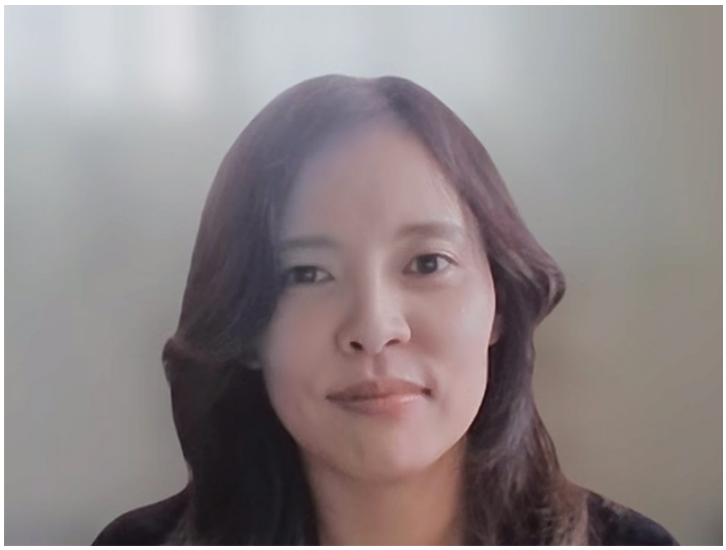

取材に応じる嶋﨑氏

その上で、高価な機器を最初から導入する必要はなく、まずは触知シールや大きな文字のラベルなど、身近なものを標準的に備えておくことが望ましいと助言。輪ゴム、クリップなどを利用したり、薬袋の切り方や大きさを変えたりするなどの工夫も可能だという。

調査では、勤務先の薬局が、愛媛県の医療情報公開サイト「えひめ医療情報ネット」に、視覚障害者への配慮が可能だと掲載しているかどうか「知らない」薬剤師も37.8%に上った。嶋﨑氏は、開設者や管理者だけでなく、勤務薬剤師も自身の薬局の掲載内容と提供できる支援を把握し、患者に説明できるようにする必要があると訴えた。（牛田 充彦）

All documents,images and photographs contained in this site belong to JIHO,Inc.
Use of these documents, images and photographs is strictly prohibited.
Copyright (C) JIHO,Inc.

株式会社じほう

PHARMACY NEWSBREAK　2026年9月30日掲載
［許諾番号20261015_01］株式会社じほうが記事利用を許諾しています。